

市民の意見を求める場合の手続・審議会等の委員の公募に関する見直しについて

丸亀市が実施するパブリック・コメント等の市民意見の聴取や審議会等における公募委員の募集については、その手続等が例規において定められており、これまでも、実情に応じて、見直しや運用改善がなされてきたところです。

今回、2006 年度の制定から約 20 年を経過したことから、実際の運用の中で生じている課題を洗い出し、以下の 3 ケースについて、見直しを検討するものです。

【Case 1】

丸亀市市民の意見を求める場合の手続きに関する規則

第 7 条（パブリック・コメント）

2 前項第 2 号に規定する意見の提出期間は、第 5 条の規定により政策案等を公表した日から起算して 30 日以上を経過した日としなければならない。

（課題の視点）

- ・ 期間が確保できずパブリック・コメントが実施できない→市民意見の表出機会を奪うことに
- ・ パブリック・コメントの実施により事業進捗が遅れる→業務が遅れる懸念

行政手続法第 40 条では、意見公募手続の特例として、「30 日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30 日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない」との定めがあることから、当該条項を加えることを検討したい。

【Case 2】

丸亀市市民の意見を求める場合の手続きに関する規則

第 5 条（政策案等の公表）

3 前 2 項に規定する政策案等及び資料等は、政策案等の担当部署のほか、丸亀市情報公開条例施行規則第 22 条に規定する情報公開コーナー、丸亀市市民総合センター設置条例第 2 条に規定する市民総合センター、丸亀市市民センター設置条例第 2 条に規定する市民センター、丸亀市コミュニティセンター条例に規定するコミュニティセンター、丸亀市立図書館条例に規定する図書館、丸亀市保健福祉センター設置条例に規定する保健福祉センター及び政策案等に応じて必要な場所に備え付けるほか、市のホームページに掲載するものとする。

（課題の視点）

- ・ 必置の施設が多いため事務の手間がかかる→多いほど市民が目にする機会は増えるが
- ・ 施設側の負担→指定管理施設では内容まで理解することは困難
- ・ 実際に施設での意見提出がない→事務のムダでは

必置の施設を限定し、あとは政策案によって、フレキシブルに対応するように見直したい。（既に内規では、施設の性格からマルタスを必置としているので、マルタスについては例規にも追加。）

【Case 3】

丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例

第 5 条（公募委員の応募資格）

公募により選任する委員の応募資格は、任期の開始日現在において、満 18 歳以上の市民とする。ただし、市議会議員及び市職員並びに 2 以上の市の審議会等の委員に委嘱されている者は除く。

(課題の視点)

- ・公募委員にだけ数の制限がある→市民参画の抑制につながっていないか
- ・公募委員が集まらない→数の制限がなくなれば登用が可能になるケースも
- ・1人がいくつも兼任する→全体でみれば市民参画の機会を奪っているとも捉えられる

庁内では、規定から外してほしいとの意見もあるが、他自治体の例を見ると、他の審議会等の委員に委嘱されている者を外している（現行よりさらに厳しい規定になる）ケースが多く、取り扱いが難しい。

【その他（運用上の見直し）】

○公募委員に応募の際の提出書類（作文）の見直し

（理由）応募申請書に応募理由等の欄があり、そこを修正することで別に作文を求めなくても済むのではないか。また、作文の作成は応募のハードルを上げていると思われる。

○パブリック・コメント及び公募委員の募集（年間予定）の広報紙掲載を廃止

（理由）募集増につながっておらず、事務の負担だけがかかっている。公式 LINE の活用など、その他の啓発策を用いることとする。